

## 続出する「ネット自殺」防止のための法制整備について

浜田 良樹

東北大学大学院情報科学研究科

〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 09

TEL & FAX: 022(217)4420 E-mail: [hamada@sp.is.tohoku.ac.jp](mailto:hamada@sp.is.tohoku.ac.jp)

### 要旨

2003年に入ってから、一面識もない男女がインターネットで知り合い、山中に止めた車両の中で練炭を燃やして自殺するという事件が続出し、死者はすでに40名に達している。ほとんどの事件において、インターネットの掲示板が重要な役割を果たしており、管理者の対応次第では最悪の事態を避けることが可能である場合も少なくない。しかし管理者権限を濫用すると、表現の自由を侵害するとして訴えられることも考えられる。現状ではこのような発言に対して管理者には積極的な関与が認められており、最悪の結果を回避することを目的に行動する限り正当化が可能である。自殺が続出すること自体については、全社会的な関与が求められる。

**キーワード**：ネット自殺、掲示板、プロバイダ、法的責任

## The Legal Preparation for continuance “Net Suicide”

Ryoju Hamada

Graduated School of Information Science

09 Aramaki-Aoba, Aoba Ward, Sendai, 980-8579 Japan

TEL & FAX: +81-22-217-4420 E-mail: [hamada@sp.is.tohoku.ac.jp](mailto:hamada@sp.is.tohoku.ac.jp)

### Abstract

Japanese Society has serious social problem called “Net suicide” since 2003. This means Someone requests the partnership for the suicide, even if he/her doesn't know anything about them. Getting several fellows, they prepare for the suicide via Internet, and some day, they congregate. Then, they drive the car into the mountain, and commit suicide together in the car by coal gas. To prevent such tragedy, Japanese civil law prepare some legal option for the Administrator of such online BBS.

**Key Words**: Net Suicide, BBS, Administrator, Provider's Responsibility

はじめに

インターネットの市民への深い浸透は、大きな恵沢をもたらすと同時に多数の社会的問題を生んだ。2003年初頭からは、社会において一点の接点もない複数名がネットワークを通じて仲間を募って自殺するという事件が続出しており、社会問題化している。

このような事件が続出するようなことは、法制度が想定している問題ではない。しかし掲示板管理者やプロバイダにとっては他人事ではない。掲示板管理者やプロバイダはかかる情報を察知し、削除する、公衆の目に触れないようにするなどの技術的手段を唯一持っている主体であるからだ。もし、かかる情報のやり取りを放置して自殺が実行された場合、道義的責任を問われるのみならず、遺族や関係者との間で法律的なトラブルに巻き込まれる恐れがある。しかし、安易な情報の削除や開示は、表現の自由の保護、通信の秘密への不介入、個人情報保護などの観点から多数のリーガルリスクを発生させる。本稿はプロバイダや掲示板設置者、管理者等におけるリーガルリスクの所在と対処すべき手段を整理し、実務の便に供することを目的として執筆される。

## 1. ネットと人命

2003年以前にも、ネット自殺という概念は存在していた。ただし、意味は違う。典型的なケースは、潜在的な自殺志願者が、薬品の入手方法についてインターネットで調査し、ネットを通じて薬品を入手するというものであった。次のような例がある。

### (a) 「ドクター・キリコ事件」

「ドクター・キリコ」は「草壁竜二」なる別名を持ち、「ドクター・キリコの診療室」と名乗るホームページを開設し、さまざまな薬物の効果や処方量などの情報を掲示し、自殺の教唆（致死量を明示）とも、抑止（PHSを購入して番号を公開）とも思える活動をしていった。

1999年12月、東京都在住の自殺志願の女性が「草壁」名義の銀行口座に3万円を振り込み、自宅に送られてきた青酸カリを服用し1998年12月15日未明に死亡。同じ日に、キリコまたは草壁と同一人物と見られる札幌市の男性が自宅で自殺したという事件である。男性は「本当に服用してしまったとすれば非常に遺憾である」旨を表明した等、数々の風評が流れたが、詳細は不明である。

### (b) 静岡筋弛緩剤郵送事件

1999年8月、静岡県在住の女性が自殺系掲示板に1999年8月に「死ねる薬下さい」との掲示を出し、これを受けて掲示板の設置者である兵庫県在住の女性が代金引換郵便で筋弛緩剤を送付し、受け取った女性はその日のうちに愛知県のビジネスホテルでこれを服用して自殺を図ったが、失敗に終わった。兵庫県の女性は自殺教唆の罪で逮捕・起訴され、

有罪が確定している。

#### (c)違法な薬品の輸入・販売など

2000年9月13日頃、滋賀県の女子中学生がネットを通じて輸入したと見られる GHB(ガンマヒドロキシ酪酸)という睡眠薬を大量服用して自殺していたことが判明した。なお、この頃からこの種の日本国内で認知されていない薬品の輸入代行業者が大量に出現し、GHBは2002年4月26日に麻薬及び向精神薬取締法に基づく政令改正で販売や所持が禁止された。

#### (d)zedoc 事件

1999年11月頃、zedoc と名乗る何者かが、「自分は100日後に自殺することを決意し」「終わる世界」と称するホームページを開設。必要な品物の購入とか、決行場所の下見などを詳細に記述した上で、最後に「あと〇〇日」と明記する日記形式のホームページであった。ある時点から多数の知るところとなり、大騒ぎになった。当該「日記」によればアクセス数の異常からプロバイダにも知られるところとなり、IDを2回も剥奪され、3つめのプロバイダにおいて最終日を迎え、ホームページは更新されなくなった。おびただしい数の推理・憶測が流れたが、真相はまったく不明である。

## 2. 最近の事例について

### (a)「手軽に」自殺

厳しい景気のもと、自殺は社会問題化しており、平成14年の警察庁調査では32,143人(対前年比3.5%増)となっている。だが、最近の事件報道を見る限り、「手軽に」ネットを利用して積極的に同土を募っており「軽薄」な印象が拭えず、流行と化しているようにさえ見える。下記はいずれも毎日新聞の記事からの引用である。

(例1)・・・(記事前略)ある捜査員は「女性の遺書に比べ、男性のメールからは悩みや悲そう感は感じられない。何か死ぬことを楽しみにしているようにさえ読めた」と話した。女性の遺書には、こうも書かれていた。「やはり1人で死ぬのは寂しい。相手は誰でもよかった」

(2002年11月24日頃に東京都練馬区のアパートで男女各一名が心中した事例)

(例2) 上九一色村富士ヶ嶺で集団自殺を図った20代の男女4人のうち、静岡県内に住む男子大学生(22)が、昨年暮れからインターネットの自殺サイトの掲示板で自殺する仲間を募集していた。2月4日には「やっと見つけたと思った相手は、生きるほうへいってしまいました」と心がかなわなかったことをほのめかし、「本気で一緒に逝ってくれる人、募集します」と呼び掛けていた。

(2003年3月16日、山梨県上九一色村で男女4名が心中を図り救助された例)

例1のケースでは、男性と女性の間には一面識もなく、9月頃インターネットの「自殺系」

と呼ばれる掲示板において知り合い、10月11日に女性が家出して男性のアパートに行き、家出後すぐに、アパートで七輪と練炭を用いて決行したものと見られている。

例2のケースでは、主催した22歳の男子大学生が、2002年12月31日「1人で死ぬのは寂しいので一緒に逝ってくれる方を募集します」と書き、1月7日に「凍死に使えるような睡眠薬がほしいです。どなたか売っていただけませんか?」等と記述し、2月4日までに相手を見つけたが、その相手と心中できなかつたため、「本気で一緒に逝ってくれる人、募集します」と書き込んでいる。

#### (b) 掲示板の利用

いかに「自殺系」とは言え、そのような書き込みは厳しく批判されるし、管理人も削除をためらわない。したがって、掲示板で相手を見つけた後は、メールや電話で打ち合わせを行い、実行直前に出会っているようである。図1はそのような決意表明であり、タイトルは「誰か一緒に逝きましょう」、内容は「場所は京都、方法は一酸化炭素中毒です。5月中旬までにはと思っています。連絡ください」とある。掲示板はたくさんあって閉鎖と開設が繰り返されるため、いつ誰がどこで掲示したものは不明である。

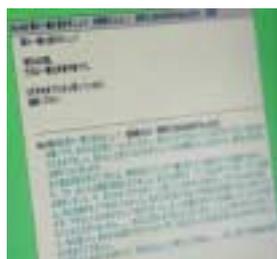


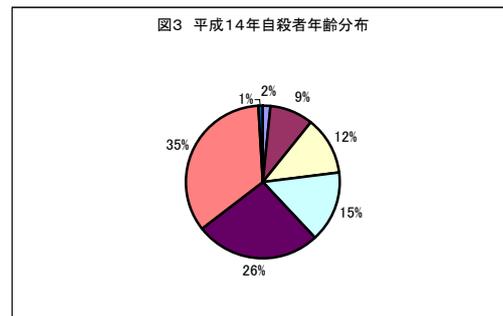
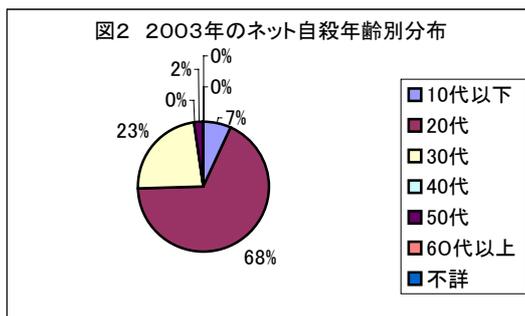
図1 仲間を募る書き込み

#### (c) 決行形態

ほぼ全部の事件において、目張りをして七輪で練炭を焚くという手段が用いられている。場所としては、山中に停めた車両の内部が多いが、マンションやアパートの一室で行うことも多い。表1に最近の事例を示す。

2003年の事件は15件、死者は36名、重傷者は7名であり、内訳は男性26名、女性17名、年代は10代3名、20代29名、30代10名(うち30歳が7名)、40代なし、50代1名となり、20代が68%を占め(図2)、30歳以下が全体の90.6%に達する。これに対し、実社会における20代の自殺は9%にすぎない(図3)。

発見	場所	経緯	死者	生後	参加者	備考
平成12年10月25日	福井県	種痘薬	2		福井県の後村医師(46) 愛知県の元OL(25)	
平成13年2月20日	福岡県飯塚市	湯の鍋	0	2	名古屋市の女子高校生(17) 福岡県の女子中学生(14)	
平成14年11月24日	東京都練馬区	マンションのCO	2		マンション在住の男性(30) 大原市の会社員女性(37)	
平成15年2月15日	埼玉県入間市	アパートのCO	3		入間市の男性(26) 千葉県船橋市の女性(24) 川崎市の女性(22)	空アパート利用
平成15年3月5日	三重県津市	車両のCO	3		津市の男性(24) 北九州市の女性(23) 愛知県津島市の女性(20)	パソコン実習保育
平成15年3月26日	宮城県古川市	決行前に保護	0	3	北九州市の女子高校生 宮城県古川市の20代女性 大原市の男子中学生	
平成15年3月16日	山梨県上九一色村	車両のCO	0	4	静岡市の男子大学生(22) 大原市の男性(25) さいたま市の男性(22) 東京都の女性会社員(22)	経典事件・入間事件と同様 掲示板
平成15年3月17日	徳島・香川県境	車両のCO	3		愛媛県の女性(23) 愛媛県の女性(23) 大原市の男性(27)	高校の同級生 高校の同級生 レンタカー
平成15年4月12日	千葉県厚市	車両のCO	3		千葉県の大学生の男性(26) 千葉県の会社員の男性(32) 埼玉県の主婦の女性(27)	
平成15年4月21日	佐賀県富士町	車両のCO	2		福岡市の男性(54) 東京都の男性(30)	車両を保護
平成15年5月6日	群馬県上野村	車両のCO	0		埼玉県の男性(24) 東京都の女性(23) 東京都の女性(20)	レンタカー
平成15年5月21日	群馬県上野村	車両のCO	3		東京都の大学生の男性(20) 千葉県の男性(20) 東京都の男性(28)	決行前にマイクロソフトの フリーメール使用、家族が 警備するも開示されず
平成15年5月24日	京都市伏見区	マンションのCO	3		マンション在住の男性(30) 名古屋市の女性(21) 群馬県の女性(17)	直前に橋本県で自殺未遂 直前に橋本県で自殺未遂 レンタカー
平成15年5月27日	福岡県甘木市	車両のCO	2		福岡市の20代男性 広島県の30代男性	
平成15年6月6日	静岡県富士市	車両のCO	4		愛知県の会社員男性(26) 埼玉県の男性(20) 大原市の会社員男性(20) 東京都の男性(24)	
平成15年6月12日	三重県志摩市	車両のCO	3		岐阜県の男性(30) 三重県の男性(30) 三重県の男性(30)	
平成15年6月23日	奈良県野合川村	車両のCO	2		埼玉県の会社員男性(26) 大原市の男性(30)	
平成15年7月8日	栃木県塩原町	車両のCO	2		神奈川県的女性(24) 埼玉県の女性(27) 愛媛県の女性(20)	
			43	9		



### 3. 情報発信への介入と法制度

#### (a)管理者の考えるべきこと

これらの事件は、基本的にすべてインターネットの掲示板によって仲間を募って取り返しのつかない結果を招いたものである。管理者が適切な措置を取っていれば防げた可能性は100%ではないが、十分にあっただろう。トラブルを防止する最良の方法は、このような情報を拡散させないこと、発散させないことに尽きる。つまり、管理者権限で発言を

削除したり、発言者の ID を停止したりすることが求められるし、技術的には容易である。

その上で、削除ないしは閲覧の停止などに踏み切る場合の法的根拠を考えてみよう。日本国憲法は表現の自由を保証しているし、自殺を抑止する方法を研究するためにそのような掲示板を覗いている読者も多いから、場合によっては管理者権限の濫用であるとして逆に訴えられる可能性もあるからだ。

#### (b) 被害者なき自殺関連情報

インターネットに掲載される違法な情報には、著作権侵害情報や個人情報の暴露などいろいろな種類がある。共通するのは「権利を侵害する者」と「権利を侵害された者」がいて、後者が前者に対して侵害行為の停止や損害賠償を請求する法的権利があり、プロバイダや管理者に対してもある程度の物言いができるという 2 段階構造があり、2001 年のプロバイダ責任法、2003 年の個人情報保護法に基づく開示請求権などが典型例である。

しかし、「死にます」という書き込みによって直接誰かの権利が侵害されることはないと思われる。この問題に関する限り、最近できた法律はあまり有効には機能しない。

### 5 . 個別法との関係

#### (a) 通信の秘密・検閲の禁止との関係

プロバイダはそもそも通信の内容について守秘義務があり、検閲をしてはならないのだから、勝手に掲示板を調査し、削除したり公開を停止するような行為は違法ではないだろうか。

プロバイダには契約上、安全な環境を保持する義務がある。掲示板管理者には、パソコン通信における名誉毀損事件であるニフティ東京地裁判決において、その情報の出現を知ったときから条理上の削除等の義務があるとの判例がある（東京地裁平成 9 年 5 月 26 日民事第 13 部判決(判例時報 1610 号 22 頁)）。

仲間が揃い、メールや電話による打ち合わせに移行した場合はどうか。この場合には明確な先例はなく、通信傍受法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）の適用も、きわめて例外的な場合に限られる。この可否は後述する「公序良俗」によって判断する。

#### (b) 緊急避難

この書き込みを放置しておいた場合、誰かの生命が危険にさらされると思われる場合には、生命という法益と、削除によって失われる表現の自由のバランスに鑑みて、公開の停止や削除が認められる場合がある。考慮すべきポイントは次のとおりである。

#### ● 刑法 37 条（緊急避難）

- その情報が掲載されることをもって「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難」があると言えるか。ジョークや嘘ではないか。

- 送信防止または削除が「やむを得ずにした」行為と言えるかどうか。レスポンスを入れる、警告するなど代替手段があればそれも考慮すべき。
- 民法720条2項（緊急避難）
  - その情報を掲載し続けることが「他人の物より生じたる急迫の危難」といえるかどうか。

したがって、ネット自殺を呼びかける発言が出現し、その危険性が現実味を帯びてきたという時点から、管理者は発言者への照会、公開の停止、削除などの措置を取っても法的な問題は発生しないと言える。

#### (c)公序良俗

民法90条は「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」と定めている。自殺の勧誘が善良の風俗に反することは明らかである。電子掲示板の設置者はそのような書き込みをすることを目的として、電子掲示板の利用を許諾していない。ゆえに、掲示板を使用させるという契約自体を無効として取り消せる。契約がなかったわけだから、無権限者の書き込みも削除することができる、という考え方である。

#### (d)規約の制定

今どき利用規約が存在しないプロバイダなど考えにくいし、掲示板にも一定のルールが定められている場合がほとんどであろう。これは利用者と管理者の契約であるから、転載を禁ずるとか、アダルト系コンテンツを禁止するなどの特約は有効である（逆に、児童ポルノを容認するなどの特約は、(c)の公序良俗に反する契約で無効である）。したがって、自殺の勧誘またはその実行方法についての詳細な記述を禁止する等のルールを定め、必要に応じて管理者が行行使することが最も効果的である。

### 6. ネット自殺を防ぐには

#### (a)まずは環境の改善から

以上、ネットワークにおける自殺事件の実情と、法的な対策を述べてきた。

ネット自殺を決行するものには圧倒的に若者が多い。時代を担うべき世代が、率先して死にたいと思うような社会なのである。行き場を失ってネットを放浪している若者に生きがいを与え、死を思う若者に生きることを説き、カウンセリングや職業指導を行うなど、あらゆる措置を講じなければならない。しかし、これは全社会的な取り組みが求められる問題であって、本稿で論じきれものではない。

ここでは、一連の事件には付和雷同的な軽さが付きまとい、これをどのように報道するかということが重要な問題であると指摘するにとどめておきたい。

(b)管理者のとりべき態度

法律研究者としては、5.までで述べたように、そういう類の書き込みは発見した時点で躊躇なく削除するというにすれば良いと言わざるを得ない。

だが、その種の言葉は真意ではないかもしれない。参加者に戒めてほしい、叱ってほしいというSOSである場合もあり得る。違法性が明らかな場合、例えばわいせつな画像がアップロードされた場合などと比較してみれば問題の難しさがわかる。したがって、字面だけを見てこれは削除しても良い、これはだめだというガイドラインを設定することは困難である。

管理者のアクションは、「いかにして決行を防ぐか」を念頭においてケースバイケースで選択されるべきである。例えば、経験豊かなカウンセラーや医師に定期的に議論に参加してもらうなどの方法である。多くの良心的サイトの運営者が、そのボランティア精神ゆえに法的なトラブルに巻き込まれるような事態を回避すべく、考え続けなければならない。

以上